



受日野企第 281 号
平成30年3月26日

鳥取県知事 平井伸治様

日野町長 埴田淳



(仮称) 鳥取西部風力発電事業に係る環境影響評価方法書に関する意見について
(回答)

平成30年2月26日付第201700284093号にて依頼のあった標記の件について別紙のとおり意見を付して回答します。

(担当)

日野町役場企画政策課 入澤

TEL 0859-72-0332 FAX 0859-72-1484

E-mail irizawa@town.tottori-hino.lg.jp

別紙

(仮称) 鳥取西部風力発電事業に係る環境影響評価方法書に関する意見

本事業は、合同会社NWE-09インベストメントが鳥取県西部地区（伯耆町、江府町、南部町および日野町）において、発電用風車32基による、最大出力144,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである一方、奥日野県立自然公園および中国山地の豊かな自然環境を開発するものであり、且つ工事中及び供用時における騒音や風車の陰による生活環境への重大な影響、景観上の支障等、地域への様々な影響が懸念される。

これらを踏まえ、環境影響評価にあたっては、以下の措置を適切に講ずることにより、調査、予測および評価方法の設定および風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯・内容については、準備書以降の図書に適切に記載すること。

さらに、環境影響評価の結果を念頭に、環境への影響を可能な限り回避または最大限低減することはもちろん、環境・地域への影響を十分に回避・低減できないと予測された場合には、事業の廃止も含めて事業計画を検討すること。

1. 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施にあたっては、地域住民の要望・意見等に十分配慮すること。環境影響評価及び事業計画等の住民説明などを行う際は、風車及び付帯設備等の設置予定地周辺の住民だけでなく、広く呼びかけることとし、周知方法も工夫したうえでできるだけ多くの住民に説明を行い、透明性、客観性の確保に留意すること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、選定した項目及び手法の見直しを行い、必要に応じて、追加調査、予測および評価を行うこと。その際も、専門家及び関係機関への意見聴取や協議等、適切な事務手続きを取ること。
- (3) 環境影響評価の実施にあたっては、単なる環境保全目標との比較ではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに、評価の結果、環境保全措置を講じることとする場合は、影響の回避・低減が最大限なされるよう、十分に検討し、その内容についても明らかにすること。

2. 個別事項

(1) 大気環境について

対象事業実施区域の周辺には多数の住居等が存在するため、環境保全に十全を期さなければ、工事中及び供用時における有害物質の飛散および騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。

方法書によると、大気質調査地点については、日野町は対象事業実施区域であるにもかかわらず1か所も設定されていない。日野川沿いの一般国道181号は、工事関係車両の主要な走行ルートであり、事業実施にかかる環境への影響は少なからず当該エリアにも及ぶものと予測される。日野町内にも調査地点を設定

し、調査、予測及び評価を行うこと。

騒音・振動についても、日野町舟場から間地峠へ向かう県道35号は、工事用資材等の搬出入経路となる可能性が高いが今回は調査地点に設定されていない。詳細な調査、予測及び評価のため、調査地点を再度検討すること。

(2) 水環境について

対象事業実施区域には水源かん養保安林が多く存在し、周辺には水道水源が存在していることに留意し、調査、予測および評価を行うこと。また、水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

(3) 風車の影について

対象事業実施区域の周辺には多数の住居等が存在しており、風車の設置位置によっては、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

特に、今回の事業では、標高の高い山間部に風車を設置することとされているため、その分、風車の影がもたらす影響も広範囲にわたることが予想されることを念頭に、調査地点もより広範囲に設定し、詳細な調査、予測および評価を行うこと。

(4) 動物・昆虫について

毎年秋から春先にかけて多数飛来するオシドリは日野町のシンボルであり、日野川沿いのオシドリ観察小屋は、まちの観光・交流の大きな要の一つである。

方法書によると、オシドリをはじめとする渡り鳥については、定点観察法による調査を行うこととなっている。通常、オシドリは例年10月ごろ北方より日野町に飛来し、3月ごろ北帰行することとなっている。調査にあたっては、オシドリの飛来時期も勘案した時期および調査地点の設定をすること。また、その飛来ルートが風車から受ける影響について詳細に調査、予測および評価すること。

対象事業実施区域に含まれる日野川流域は、特別天然記念物・オオサンショウウオの生息が確認されている。調査にあたっては、町教育委員会事務局と十分に協議し、現状変更申請等、適切な事務手続きを行うこと。

また、対象事業実施区域内では、環境の変化に弱く、希少なニホンミツバチによる養蜂が行われたり、日野町舟場周辺の日野川には、日野郡内最大ともいわれるホタルの生息地も形成されているほか、日野川はアユ釣りのメッカでもある。調査、予測および評価の際には、これらの関係者及び専門家からも意見聴取および協議を行うこと。

(5) 植物および生態系について

対象事業実施区域には、森林法に基づき指定された保安林が多く存在しているほか、付近にはサクラソウやカタクリなど希少な植物の群生も確認されている。

この区域は、中山間地のいわゆる里山であり、古くから独特の生態系を形作ってきた。このたびの事業及び環境影響評価により、それらが毀損されることのないよう、細心の注意のうえ調査、予測および評価を行うこと。

調査にあたっては、地元の動植物・植生に精通した専門家、研究者の意見および協力を得たうえで実施すること。

(6) 景観

対象事業実施区域は、奥日野県立自然公園に隣接し、また、風車の可視領域には多くの景観資源や居住区域が含まれることから、本事業の実施により、眺望景観への影響が広範囲にわたり懸念される。

特に、対象事業実施区域の北東部に位置する中国地方の最高峰・大山は、周辺地域の住民の心の拠り所であり、信仰の対象でもある。その眺望の中に巨大な風車が入り込むということは、地域住民として看過できない事項であること

は想像に難くない。

日野町においては、特に明地峠展望台からの大山（雲海）の眺めは、地域住民だけでなく、観光客やカメラマンにとっても重要な景観であるが、本事業によれば、その中に風車が写り込む可能性がすでに予測されている。

したがって、今回の環境影響評価にあたっては、フォトモンタージュ法による眺望の変化を視覚的表現によって予測し、その結果は今後の準備書等の図書に適切に記載し、地域住民への周知を行うこと。

また、風車の姿だけでなく、工所用道路設置等に係る地形改変についても、できる限りフォトモンタージュ法により予測すること。

景観調査地点についても、地元住民、関係者等と協議し、適切な位置と設置数を検討すること。

(7) 文化財

対象実施事業区域には、かつての「たたら製鉄」に関する遺跡・遺構をはじめ、城跡・要害など、周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。

その主なものについては位置や概要が記録されているものの、特に「たたら」跡については、未踏査、未発見のものが存在しているものと推定される。

したがって、今回の環境影響評価及び今後の事業実施段階で、そうした遺跡・遺構が発見される可能性がある。遺跡・遺構の毀損・破壊を防ぐため、対象実施区域、特に山中にて掘削またはそれに類する、地中に影響を及ぼすような行為を行う際は、地元教育委員会事務局の文化財保護部局とよく協議し、事前踏査を行うなど、細心の注意を払うこと。